

第7章 特殊災害対策計画

節	主な記載内容
第1節 地震災害対策計画 (地震防災計画)	○地震災害の発生のおそれがある場合、又は災害が発生した場合の予防計画及び応急対策計画について、本計画の別冊である「地震防災計画」に記載。
第2節 土砂災害防止対策計画	○降雨等による土砂災害箇所について、治山、砂防等の事業による土砂災害対策、関係機関や町民への周知や適切な警戒避難体制の整備など、災害予防及び応急対策による総合的な土砂災害対策について記載。

第1節 地震災害対策計画（地震防災計画）

地震災害の防災対策に関する計画は、本計画の別冊である「地震防災計画」による。

第2節 土砂災害防止対策計画

この計画は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定による土砂災害危険箇所（以下この節において「危険箇所」という。）の災害予防及び応急対策を定め、町民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とする。

1 現況

危険箇所は、「第4章 第15節 土砂災害の予防計画」のとおりである。

2 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で土砂災害発生の危険度がさらに高まった場合に、町長が避難指示等の災害応急対応や町民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して、警戒を呼びかける情報で十勝総合振興局帯広建設管理部と釧路地方気象台が共同で発表する（資料編3-6）。

また、町内で土砂災害発生の危険度が高まっている詳細な領域については「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）危険度分布）」で確認する。

※資料編3-6：土砂災害警戒情報の伝達系統図

3 危険箇所における警備体制

（1）警戒体制の基準雨量および基準土壌雨量指数

区分	基準雨量	
第1警戒体制	大雨注意報	土壌雨量指数基準72、かつ、雨による災害が予想される場合
第2警戒体制	大雨警報 (土砂災害)	土壌雨量指数基準119、かつ、重大な災害が予想される場合

（2）警戒体制の内容

ア 第1警戒体制

広報車等により地域住民に周知徹底をする。

イ 第2警戒体制

第5章第3節「災害広報・情報提供計画」及び第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、地域住民に避難の指示等を行う。

4 危険箇所の巡視

本部水道土木対策部及び音更消防署は、気象情報に留意して危険箇所を巡視し、異常現象を発見した場合は、第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」に定めるところにより必要な措置を行うも

のとする。

5 避難及び救助

災害から町民を保護するため、避難の必要が生じた場合は、第5章第4節「避難対策計画」に定めるところにより、**高齢者等避難**、**避難指示**を発令するものとする。

6 応急対策

第3章第2節「音更町災害対策本部」の定めるところにより、防災会議と密接な連携のもとに災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。音更川河岸段丘部や山間部では、大雨などにより山地の崩壊による土砂災害等が予想され、住宅、農耕地等に被害が発生するおそれがあるため、地滑り等防止工事の実施を推進するとともに、定期的に危険箇所を点検し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

また、地域住民に対し、土砂災害危険箇所の周知については、広報誌、ハザードマップなどの配布により、徹底を図るものとする。